

第6章 実現化方策

1. まちづくりの推進に向けた展開

①町民の声をまちづくりに反映するためのきめ細かい仕組みづくり

- ・「地区担当員」制度は、町民の皆さまからのご要望等について、各行政区長と役場職員が連携して状況把握に努めて課題解決を図るものとなっており、2005年から継続されています。地区の問題課題について、町民と行政職員が共同且つきめ細かく把握できる仕組みは大変重要であると考えことから、今後もこの仕組みを継続しつつ、身近な生活環境に係わる地域課題を町民と行政が共有し、解決に向けて両者が協力する体制の充実を図ります。
- ・2018年度からは、広く町民から意見聴取する「町民会議」を計11回開催しました。また、地域に出向く形の「地区懇談会」も開催し、広く町民が参加することにより、施策について意見交換できる場となるため、今後も積極的に設けていきます。

②まちづくりに係わる各種計画の総合調整、リーディングプロジェクトの明確化

- ・「総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国土利用計画」、「公共施設等個別整備計画」など、まちづくりに関する分野や法令に沿った各種計画が数多く立案されています。一方では、コンパクトなまちづくりを進める上で、各種計画をヨコつなぎ化し、総合調整していくことが求められています。
- ・各種計画においては、課題内容に応じて分野を超えた考え方も取り入れながら、優先順位や施策の重点化など総合的な政策調整を進めます。

図 6.1 計画のヨコつなぎ化イメージ



③土地利用調整の仕組みづくりの検討

- ・震災復興事業に起因する土砂採取事業や FIT 制度施行に起因する太陽光発電事業など、比較的規模が大きく従来の個別法規制ではコントロールしにくい案件が、山林や農振白地地域等で集中的に生じました。また、農振白地地域での幹線道路沿道では、大規模な資材置場や工場跡地など空閑地も散見されます。
- ・「里地・里山」を基盤とする生活環境を保全していくため、従来の個別法規制ではコントロールしにくい非建築的で大規模な開発を抑制する土地利用調整の仕組みを検討します。

【具体的な案】

- ・開発前段階における「開発指導要綱」による事前協議
- ・開発後には公害防止協定等に基づく周辺環境への影響へのチェック
- ・土地の管理状況の継続的モニタリング、
- ・景観条例・土地利用条例など、町独自の土地利用調整の仕組み検討

④広域行政への展開

- ・黒川地域内 4 市町村で構成している複合一部事務組合の「黒川地域行政事務組合」では、高度化、多様化する行政需要に対応していくため、従来から単一行政として進められていた消防、病院、環境管理（火葬場、し尿処理、ごみ処理等）の一層の充実を図るため、1991 年に統合され、その後も多くの 4 市町村の事務が行われています。
- ・現在既に行われつつある広域連携分野として、上下水道、救急医療機関、高等教育機関、広域防災などがあります。これに加えて、商業サービスやレジャー活動など、行政需要に限定されない幅広い分野での生活ニーズは、単一の自治体のみで完結して機能充足できない状況にあり、ライフスタイルの多様化や生活行動の広域化を受け、行政の広域連携あるいは役割分担の必要性は高くなっていると考えます。今後は「黒川地域行政事務組合」のみならず、幅広い分野での広域行政、広域連携化を検討していきます。

2. 主な先導的事業

今後 10 年間で先導的に検討する事業は次のとおりです。

①令和元年東日本台風被害からの復旧・復興

- ・当面の喫緊の課題としては、令和元年東日本台風被害からの復旧・復興を最優先に進めます。『大郷町復興再生ビジョン』（2020 年 6 月）に基づき、中粕川地区復興再生事業化検討等を進めます。

②中心拠点の機能強化、行政機能の再編

- ・「中心拠点」については、形成に資する既存施設機能や運営面での強化を図るとともに、役場庁舎の移転等も含めた行政施設や公有地の集約化、再編のあり方について、『第 2 次大郷町公共施設等個別整備計画』（2020 年 6 月）に基づき、より具体的な検討を進めます。

③大規模「施設園芸型」農場の集積による農業拠点

- ・既存優良農地の保全・活用を図りつつ、その大規模集約化、生産効率向上に資する大松沢地域における「大型施設園芸農場の誘致による農業拠点形成」へ向けた施策など、今後も積極的に取り組みます。

④定住・移住者のための適正な受け皿の確保

- ・人口減少や少子高齢化に伴う集落内の空き地・空き家については、引き続き「空き地・空き家バンク」制度を活用し、定住・移住者のための受け皿を確保します。また、生活環境の劣化に繋がらないように、適正な土地家屋管理に取り組みます。